

## 地域ではいろいろな職種が訪問しています

地域では在宅療養する方のご自宅へ必要に応じていろいろな職種が訪問しています。職種には、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、ホームヘルパーなどがあります。介護保険を利用して訪問サービスを受ける場合には、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)が希望を伺い、ケアプランを立ててサービス事業所などに依頼します。この他にも、薬剤師が薬剤をご自宅へ届け、服薬の方法や管理を指導することや福祉用具専門相談員が介護ベッドや車いす利用などの相談に応じたり、メンテナンスを行ったりすることもあります。

在宅療養に関する相談は介護認定の有無にかかわらず、地域包括支援センター職員、保健師、民生委員など多くの人が必要に応じて訪問し相談を受けています。また、介護保険適用ではありませんが、市区町村により、配食、理髪などさまざまな訪問サービスがあります。



### 歯科医師、歯科衛生士も訪問しています～通院が困難な方は自宅で歯科診療が受けられます～

歯科診療所への通院が困難な方に訪問での歯科診療が行われています。治療(むし歯の処置や入れ歯の調整など)では医療保険を利用します。歯科衛生士の訪問では介護認定を受けている方は介護保険の利用、介護認定を受けていない方は通常通り医療保険の利用となります。

歯科の訪問診療を希望される場合、介護認定を受けている方は担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)へご相談ください。(地域により訪問の受け入れなどに違いがあります。)それ以外の方は、かかりつけの歯科医院や住居地の歯科医師会などにおたずねください。

在宅療養をされている方の中には、お口のケアが不十分であったり、お口の機能が低下(口腔機能低下)してい

たりする方も多くみられます。このような場合には、必要な歯科治療に加えて、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が「口腔健康管理」として、お口の衛生状態を良好に保つためのケアやお口の機能を保つような体操など(口腔リハビリテーション)を訪問で行うことができます。また、毎日の暮らしの中に取り入れができるケアの方法や継続して行っていただける体操(リハビリテーション)の提案などを行います。

高齢者では肺炎、特に誤嚥性肺炎で亡くなる方が多く、誤嚥性肺炎を起こさないためには、お口の衛生状態をよく保つことやお口の動きを保つことが大切です。誤嚥性肺炎予防の観点からも、歯科の訪問診療をぜひご利用ください。

持ち運びができる器材で歯を削る治療や歯のレントゲンを撮るなどもできます(歯科医院により器具・器材の用意は異なります)



ポータブル診察ユニット



ポータブルレントゲン



薬剤材料

## いろいろな職種と一緒にお口のケアの方法を考えています

歯科が行う訪問診療では歯科治療やお口をケアするだけではなく、多職種と連携をとり、在宅療養される方の在宅生活を支えていけるよう協力し、支援を行っていきます。歯科衛生士が訪問で行うお口のケアは、介護保険では月に4回まで認められています。病気および病気の進行や後遺症により、自分でお口のケアができない場合には、歯科衛生士の訪問以外の日に誰にお口のケアを行っていただくのか、どのような方法が良いかなどを具体的に提案し、お願いしていきます。例えば、歯科以外



に、看護師が週に2回訪問し、ホームヘルパーが週に3日訪問しているような方の場合は、看護師、ホームヘルパーの訪問時にお口のケアを実施してもらうこ

とでお口の状態が悪くならないよう考えていきます。その際、無理なく行う方法を提案していきます。ご家族にも余力があれば、ケアのしやすい方法や使いやすい用品などを伝えることができます。

訪問だけでなく、デイサービスやデイケアなどへの通いやショートステイなど泊まりのサービスを利用されている方の場合は、対象施設のスタッフと連絡をとり、お口のケア方法を共有していくこともあります。

このように、歯科医師、歯科衛生士が訪問して行う処置やケアとともに、多職種と協働してのケアを提案し、お願いしていきます。

みなさんが住みなれた生活の場で安心できる老後を過ごせるように、歯科医師、歯科衛生士も多職種と連携して歯科医療を提供しています。

(公益社団法人日本歯科衛生士会 在宅・施設口腔健康管理委員会)